

平成29年3月29日

理事会議決

社会福祉法人大泉旭出学園役員等報酬及び旅費規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人大泉旭出学園役員等の報酬及び旅費等は、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、法人の評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員会の委員をいう。

2 この規程において「報酬」とは、役員等がその職責に従い法人の業務を遂行したときに支払われる対価をいう。

3 この規程において「旅費」とは、役員等がその職責を遂行するに当たり必要な交通実費その他の費用をいう。

(報酬等の支払)

第3条 役員等が職務を遂行したときは、次の表に定める報酬及び交通費を支払う。ただし、法人の常勤職員を兼ねる役員等については、この限りではない。

職務内容	役職名	報酬等の額	交通費の額	備考
評議員会	評議員 理事 監事	1日につき 10,000円	実費	日当は、支給しない。
理事会	理事 監事	1日につき 10,000円	実費	日当は、支給しない。
会計監査	監事	1日につき 20,000円	実費	日当は、支給しない。
評議員選任・解任委員会	委員	1日につき 10,000円	実費	日当は、支給しない。

2 報酬及び旅費は、原則として職務を行った当日に現金で支給する。

3 役員等が法人の委嘱により管外出張をしたときは、旅費、宿泊費（1泊2万円を限度とする。）その他必要経費を支給する。ただし、日当は、支給しない。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行し、評議員選任・解任委員会については、平成29年2月13日から適用する。

2 社会福祉法人大泉旭出学園役員等報酬及び旅費規程（平成14年10月28日施行）は、廃止する。